



## 令和4年7月度 臨時教育委員会

## 会議録

八幡市教育委員会

開催日時	令和4年7月12日（火曜日） 午後4時45分～午後4時50分		
場所	分庁舎2階 会議室A		
出席委員名	小橋秀生（教育長） 八頭司めぐみ 橋本陽生（職務代理者） 狩野理恵子 佐野恵理子		
委員を除く出席者の職・氏名	理事 足立善計 (政策推進部長事務取扱) 部長 辻和彦 部付部長 田中孝治 部次長 川中尚 部次長 佐野泰博 (生涯学習センター館長事務取扱)	政策推進課長 堀川寛史 子育て支援課長 古住新一 保育・幼稚園課長 成田孝一 教育総務課長 尾忠博 社会教育課長 辻之美夫 教育総務課主幹 西田秀夫 政策推進課補佐 岡田幹也 社会教育課補佐 萩野哲也	

## 1. 開会

## 2. 議題（協議事項）

(1) 八幡市教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に

関する条例案について

(政策推進課) ※資料1

## 3. 閉会

※次回定例教育委員会

日時：9月13日（火）午後3時から

場所：分庁舎2階 会議室A

※学校訪問先

美濃山小学校（10：30）

有都小学校（11：30）



	内 容
[教育長]	<p>1. 開会 それでは、ただいまより、7月臨時教育委員会を開催いたします。</p> <p>2. 議題に入らせていただきます。</p> <p>2. 議題(協議事項) (1)「八幡市教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例案について」を議題といたします。本件は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条の規定に基づき、八幡市長から教育委員会に意見を求められたものです。 それでは、事務局より説明願います。政策推進課。</p> <p>失礼いたします。9月の第3回定例会で組織条例とともに提出させていただくものでございます。1月からの組織改正に基づきまして、市長部局のほうに事務執行となりますので、条例を作成したところでございます。担当のほうから説明をいたします。</p> <p>政策推進課の岡田でございます。座って説明をさせていただきます。新庁舎の開庁と合わせた組織再編を行うにあたりまして、生涯学習と他の行政分野との一体的な推進を図る観点から、文化・スポーツを含む生涯学習に関することを、市長の権限とすることとしております。</p> <p>これにあたりまして、先ほど教育長からもご紹介いただきましたが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条の規定に基づきまして、条例を定める必要がございます。同法第29条により、条例の議案作成にあたり、教育委員会の意見を聞くこととされております。</p> <p>資料として添付していますが、7月4日付けで条例案の意見照会をさせていただいておりますので、ご審議いただきたいと思います。</p> <p>条例案を開いていただきますと、第2条のところに職務権限の特例といたしまして、市長権限とする事務については、1つめに、一部の社会教育施設として、生涯学習センター及び公民館、コミュニティセンター、市民交流センターの設置・廃止及び管理に関する事務、2つめに、学校体育を除くスポーツに関する事務、3つめに、文化財保護を除く文化に関する事務、となっております。</p> <p>その他、経過措置または関連する条例改正等を、そのあと文言で記載しております。以上でございます。</p> <p>ただ今の説明につきまして、委員より修正などのご意見及びご質問はございませんか。</p> <p>すごく希望にあふれた組織改革やなというふうにイメージしております。</p> <p>施政施行45周年という折に、組織改編ということで、いち早く大きな改革に取り組まれているということについてですね、大いに賛同を表したいと思っているところです。</p> <p>他にご意見等はございませんか。</p> <p>無いようありますので、議題(1)について、教育委員会として「原案のとおりで意義はない」といことで回答したいと思いますが、よろしいですか。</p>
[教育長]	※(「異議なし」の声)
[教育長]	異議なしと認め、議題(1)「八幡市教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例案について」は「原案のとおりで意義はない」といことで回答いたします。
	以上を持ちまして、臨時教育委員会を閉会させていただきます。

資料 1

八政第558号  
令和4年7月4日

八幡市教育委員会  
教育長 小橋 秀生 様

八幡市長 堀口 文昭

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見について（照会）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定に基づき、下記の条例案に係る議案を別紙案のとおり作成し、令和4年八幡市議会9月議会に上程するにあたり、同法第29条の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

記

八幡市教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例案

八幡市教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に  
関する条例案

令和4年 月 日提出  
八幡市長 堀 口 文 昭

## 八幡市教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例

### (趣旨)

第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定に基づき、八幡市教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例を定めるものとする。

### (職務権限の特例)

第2条 次に掲げる教育に関する事務は、市長が管理し、及び執行することとする。

(1) 次に掲げる社会教育に関する教育機関の設置、管理及び廃止に関すること。

ア 八幡市立公民館条例（昭和41年八幡市条例第1号）に規定する八幡市立男山公民館、八幡市立橋本公民館、八幡市立志水公民館及び八幡市立山柴公民館

イ 八幡市立コミュニティセンター条例（昭和63年八幡市条例第1号）に規定する八幡市立川口コミュニティセンター及び八幡市立美濃山コミュニティセンター

ウ 八幡市立生涯学習センター条例（平成10年八幡市条例第33号）に規定する八幡市立生涯学習センター

エ 八幡市立市民交流センター条例（平成13年八幡市条例第16号）に規定する八幡市立市民交流センター

(2) スポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）。

(3) 文化に関する事務（文化財の保護に関する事務を除く。）。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この条例は、令和5年1月1日から施行する。

#### (経過措置)

2 この条例の施行の際現に効力を有する八幡市教育委員会により行われた許可その他の行為又はこの条例の施行の日前に八幡市教育委員会に対して行われた申請その他の行為で、この条例の規定に基づき市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後において、市長により行われた許可その他の行為又は市長に対して行われた申請その他の行為とみなす。

(八幡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例)

- 3 八幡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年八幡市条例第5号）の一部を次のように改正する。  
別表スポーツ推進委員の項中「教育委員会」を「市長」に改める。  
(八幡市立公民館条例の一部改正)
- 4 八幡市立公民館条例の一部を次のように改正する。  
第4条及び第6条から第9条までの規定中「教育委員会」を「市長」に改める。  
第10条第1項各号列記以外の部分中「教育委員会」を「市長」に改め、同項第2号中「教育委員会」を削り、同項第3号及び同条第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。  
第11条第1項中「教育委員会」を削り、同条第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。  
第12条から第15条までの規定中「教育委員会」を「市長」に改める。  
第16条中「教育委員会」を削る。  
(八幡市立コミュニティセンター条例の一部改正)
- 5 八幡市立コミュニティセンター条例の一部を次のように改正する。  
第3条から第7条までの規定中「教育委員会」を「市長」に改める。  
第8条第1号中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第2号中「又は教育委員会」を削る。  
第10条、第11条、第13条及び第14条中「教育委員会」を「市長」に改める。  
(八幡市立の小学校及び中学校の施設の使用に関する条例の一部改正)
- 6 八幡市立の小学校及び中学校の施設の使用に関する条例（平成8年八幡市条例第8号）の一部を次のように改正する。  
第2条中「八幡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。  
第4条から第6条までの規定中「教育委員会」を「市長」に改める。  
第7条第1項各号列記以外の部分中「教育委員会」を「市長」に改め、同項第1号中「教育委員会」を「市長」に改め、同項第3号中「若しくは教育委員会」を削り、同条第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。  
第8条、第9条及び第11条から第13条までの規定中「教育委員会」を「市長」に改める。  
(八幡市立生涯学習センター条例の一部改正)

- 7 八幡市立生涯学習センター条例の一部を次のように改正する。  
第10条第1項中「教育委員会」を削り、同条第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。  
第13条第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。  
第17条中「教育委員会」を削る。  
(八幡市立市民交流センター条例の一部改正)
- 8 八幡市立市民交流センター条例の一部を次のように改正する。  
第3条から第6条までの規定中「教育委員会」を「市長」に改める。  
第8条中「教育委員会」を削る。